前　子　施
令和２年　４月１７日

保　護　者　各　位

前橋市長　山　本　　龍
（ 公 印 省 略 ）

緊急事態宣言発令に伴う放課後児童クラブの利用制限について（依頼）

国において新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、首都圏を中心に緊急事態宣言が発令されております。

新型コロナウイルス感染症については、令和２年４月１６日付で緊急事態宣言が全国に拡大されました。

このような状況を受け、本市におきましては、４月２１日（火）以降スクールホームを中止とした上で、医療施設、社会福祉施設等又は社会機能維持に必要な職種に従事する保護者の子どものうち、小学校１年生及び２年生に限り、小学校で預かることとしました。

放課後児童クラブにおきましても、これら学校側の対応と合わせ、４月２１日以降、小学校での預かりを利用した児童をその終了後に受け入れることとします。それ以外の児童については自宅等で過ごしていただきますようお願いいたします。

小学校での預かりを実施しない日は、放課後児童クラブ（放課後健全育成事業）を休止とします。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

記

１　利用制限内容

(1) 小学校での預かりを実施する日（４月２１日から２８日まで（２５日及び２６日を除く。））

ア　開所時間

小学校での預かり終了後（午後から開所）

※　放課後児童クラブで対象児童を受け入れる具体的な時刻は、学校区ごとに異なりますので、利用される児童クラブに確認してください。

イ　受け入れる児童

医療施設、社会福祉施設等又は社会機能維持に必要な職種に従事する保護者の子どものうち、小学校１年生及び２年生に限り、受け入れます。※小学

校での預かりを利用する児童に限られます。

それ以外の児童については放課後児童クラブの利用を制限いたしますので、放課後児童クラブを利用することはできません。

(2) 小学校での預かりを実施しない日（４月２５日・２６日・４月２９日から５月６日まで）

市内全児童クラブは休所とします。

２　利用料（運営費）

受入対象とならない児童は、４月２１日から５月６日までの間、放課後児童クラブを利用することができなくなります。後日利用料の全部又は一部返還を検討いたしますが、その詳細は別途連絡をいたします。

※　今後、市内で新型コロナウイルス感染症が拡大した場合等、状況に応じて取扱いが変わる場合がありますのでご承知おきください。

＜問い合わせ先＞
前橋市　子育て施設課
施設指導係　内田　横山
027－220-5706